

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：障害者福祉費

事業名 身体障害者補助犬育成事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 障害福祉課 社会参加推進科 電話番号：058-272-1111(内3485)

E-mail : c11226@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,500 千円 (前年度予算額： 0 千円)

<財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使 用 料 手数料	財 産 入	寄 附 金	そ の 他	県 債	一 般 源
前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要求額	1,500	750	0	0	0	0	0	0	750
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

- ・視覚障がい者にとって移動に重要な役割を果たす盲導犬、肢体不自由者の手足となって日常生活における動作介助を行う介助犬及び聴覚障がい者の耳の代わりとなつて音による情報伝達の手助けを行う聴導犬について、これらの犬を「身体障害者補助犬」としてその育成を支援することで、身体障がい者の自立生活・社会参加を図る。

(2) 事業内容

- ・補助犬の育成及び貸与等について、育成事業者に委託して実施する。
- 育成事業者については、法令に基づく資格を有する事業者（法人）のうち、補助犬使用者予定者が希望する育成事業者に委託
- 補助犬使用者へは無償で貸与
- ・法令根拠

障害者基本法第14条

第6項 国及び地方公共団体は、福祉用具及び身体障害者補助犬の給付又は貸与その他障害者が日常生活及び社会生活を営むのに必要な施策を講じなければならない。

第7項 国及び地方公共団体は、前項に規定する施策を講ずるために必要な福祉用具の研究及び開発、身体障害者補助犬の育成等を促進しなければならない。

(3) 県負担・補助率の考え方

- 身体障害者補助犬育成事業費（委託料）：1,500千円（1頭あたり1,500千円）
- 国1/2 県1/2 国庫補助（地域生活支援事業）

(4) 類似事業の有無

- 無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	1,500	補助犬育成事業者に対して犬の育成を委託
合計	1,500	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 後年度の財政負担

身体障がい者の社会参加を目的とした身体障害者補助犬育成事業は今後も必要。

(2) 事業主体及びその妥当性

身体障がい者の社会参加を目的とした事業は広域的に行うため、県で行う必要がある。

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

希望する身体障がい者に補助犬を無償で育成・貸与することにより、就労等社会活動及び自立の推進を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H14)	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R8)	達成率
補助犬育成数	0頭	1頭	1頭			

○指標を設定することができない場合の理由

ニーズに応じて事業を実施するため、目標を設定することはできない。

（これまでの取組内容と成果）

令和4年度	<ul style="list-style-type: none">・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）<ul style="list-style-type: none">・盲導犬及び介助犬の貸与希望者に対する貸与手続きの説明・育成施設と貸与希望者間のコーディネート活動翌年の貸与に向けた貸与手続きの説明、予定委託事業者と調整等を行った。
令和5年度	<ul style="list-style-type: none">・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）<ul style="list-style-type: none">・盲導犬及び介助犬の貸与希望者に対する貸与手続きの説明・育成施設と貸与希望者間のコーディネート活動盲導犬の貸与申請が2件あり、盲導犬の育成支援及び貸与を通じて、使用者の社会参加が促進された。また、翌年の貸与に向けた貸与手続きの説明、予定委託事業者と調整等を行った。
令和6年度	<ul style="list-style-type: none">・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）<ul style="list-style-type: none">・盲導犬及び介助犬の貸与希望者に対する貸与手続きの説明・育成施設と貸与希望者間のコーディネート活動盲導犬の貸与申請が1件あり、盲導犬の育成支援及び貸与を通じて、使用者の社会参加が促進された。また、翌年の貸与に向けた貸与手続きの説明、予定委託事業者と調整等を行った。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

(評価) 2	本事業は、国庫補助事業である地域生活支援事業の都道府県事業に位置付けられており、また、平成14年10月に身体障害者補助犬法が施行され、身体障がい者の自立と自己実現を進めるうえで、重要な施策として受け入れられている。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)	
3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない	
(評価) 2	平成23年度には岐阜県として初の介助犬が貸与され、現在7頭の盲導犬と1頭の介助犬が県内で活躍している。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)	
2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 1	使用予定者が希望する訓練センターと委託契約することにより、障がい者が訓練するうえでの負担軽減を図っている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

補助犬の需要拡大、安定的な供給、また使用者が住みやすい社会をつくるために県民への理解を広めることが必要である。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

身体障がい者の社会参加促進のために、補助犬は重要な役割を担っている。また、補助犬の平均活動年数は約10年であり、リタイア後の再貸与申請が想定されるため、貸与を希望する方には事業を実施する必要がある。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	【○○課】
組み合わせて実施する理由 や期待する効果 など	